

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

住友生命のお問合せ窓口  **0120-506081**
 〈受付時間〉月～金曜日：午前9時～午後6時／土曜日：午前9時～午後5時
 （日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

- ・証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ・ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。

お知らせ 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。＊郵送による通知またはスミセイダイレクトサービスにてご確認ください。

インターネット お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。



〈ご利用時間〉
 月～土曜日：午前8時～午後11時45分／日曜日：午前8時～午後8時
 （祝日・12/31～1/3を除く）
 ※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

ホームページ <https://www.sumitomolife.co.jp>

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して

住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報（預金・為替取引・融資等の情報）について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。また、ご契約後一定期間は解約返戻金額が既払込保険料相当額を下回ります。**
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については募集代理店にご確認ください。
- 募集代理店は、お客さまが「銀行等生命保険募集制限先」(*)に該当するか否かについてご確認ください、該当する場合は、原則、保険募集を行いませんのであらかじめご了承ください。
- 募集代理店は、お客さまが当該金融機関に事業性の資金の貸付の申込みをされている間は、お客さまおよびその密接関係者（お客さまが法人である場合の代表者、お客さまが代表者である場合の法人）に対して保険商品の募集を行いません。
 （＊）詳細は募集代理店にご確認ください。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。詳細は住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

〔募集代理店〕



株式会社三井住友銀行

〔引受保険会社〕



住友生命

検索

低解約返戻金型5年ごとと利差配当付選択通貨建特別終身保険



5年経過以後の死亡保険金、解約返戻金を重視した円建の終身保険です。

死亡保障



解約返戻金



告知なし

医師の診査も告知も不要

申込みがかんたん。



介護保障

5年経過以後要介護状態も保障。



契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット

〔お申込みにあたって、生命保険募集人から、下記の点について口頭でご説明いたします。〕

- ①「契約概要／注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載（「注意喚起情報 9」）された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載（「注意喚起情報 5」）されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

〔募集代理店〕



株式会社三井住友銀行

〔引受保険会社〕



終身保障で 安心



ご契約から5年経過時点で
死亡保険金額が増加し、
以後、一生涯保障します。
(ご契約当初5年間の死亡保険金額は
既払込保険料相当額です)



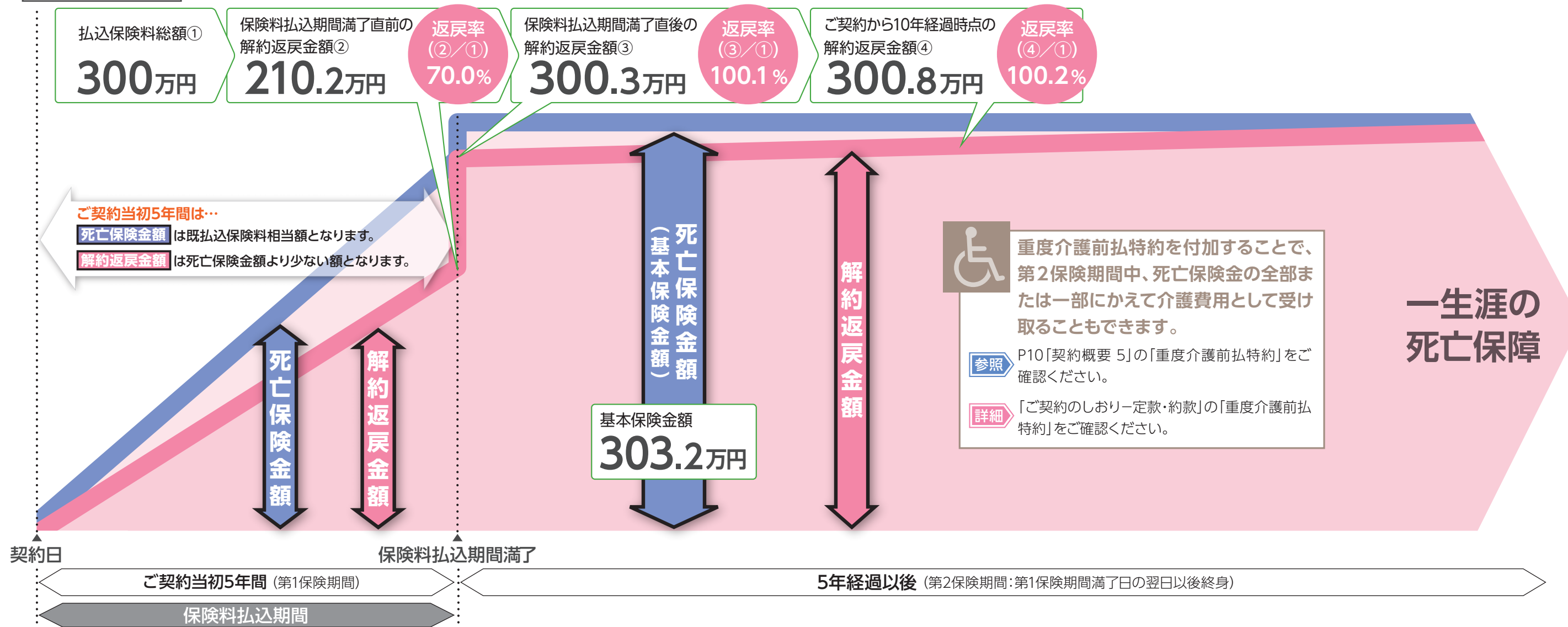
つみたてる 楽しみ



解約返戻金額は
ご契約から5年経過以後に、
既払込保険料相当額を上回ります。
基本保険金額を上限に増加し続けます。
(保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しています)

しくみ図(イメージ)

ご契約例(予定利率0.30%) ●契約年齢/60歳 男性 ●保険料払込方法/月払い ●月払保険料/50,000円



基本保険金額

この保険の保険金をお
支払いする際に基準と
なる保険金額のことを
いいます。

死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払
いするお金のことをいいます。第1保
険期間中は既払込保険料相当額をお
支払いします。第2保険期間中は基本
保険金額と同額をお支払いします。

解約返戻金

ご契約を解約された場合などに契約者にお支払いする
お金のことをいいます。この保険は、保険料払込期間中
の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設
定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の
解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。



- ・被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除の
お取扱いはありません。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の
70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- ・猶予期間内に保険料の払込みがなく、ご契約が消滅した場合、ご契約の復活のお取扱いはあり
ません。
- ・解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料相当額を下回ります。

詳細 死亡保険金額、解約返戻金額等についての詳細は、
「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

プラス
つみたて
円 建

終身保険

は保険料をご契約時にまとめて

お払い込みいただく

全期前納^(※1)もお選びいただけます。

(※1)金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。

全期前納とは

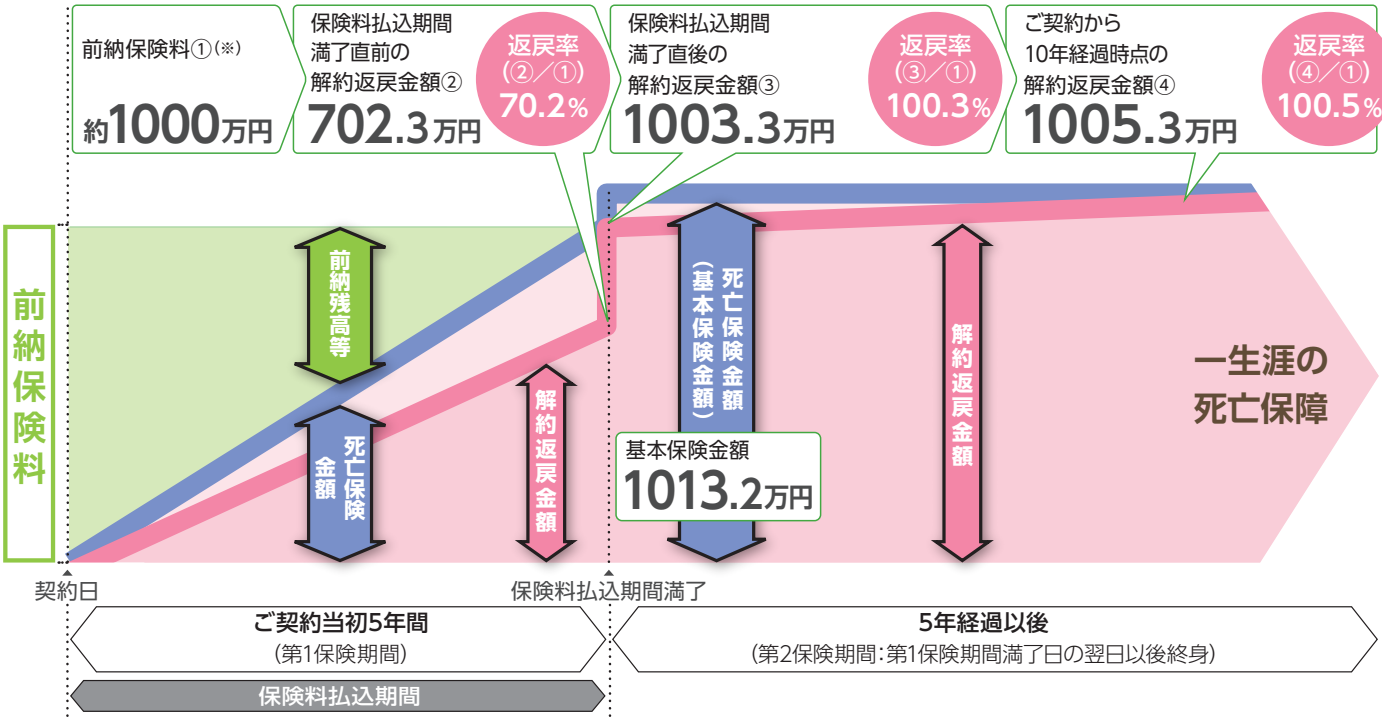
- 保険料をご契約時にまとめてお払い込みいただく方法です。
- 保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。

[参照](#) P9・10「契約概要 4」をご確認ください。

しくみ図(イメージ)

●ご契約例(予定利率0.30%)

●契約年齢／60歳 男性 ●保険料払込方法／全期前納 ●(※)前納保険料(初回保険料を含む)／9,997,988円



ご契約当初5年間は…死亡時受取額 = 死亡保険金額 + 前納残高等
解約時受取額(※2) = 解約返戻金額 + 前納残高等

5年経過後は…死亡保険金額は基本保険金額と同額になります。
解約返戻金額は基本保険金額を限度に増加します。

(※2)解約時受取額(解約返戻金額+前納残高等)は、保険料払込期間中は前納保険料を下回ります。



前納残高等

前納残高等とは、前納保険料のうち年1回払保険料に未充当の部分であり、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。

[詳細](#) 死亡保険金額、解約返戻金額等についての詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。



- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。
- 猶予期間内に保険料の払込みがなく、ご契約が消滅した場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。
- 解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料相当額を下回ります。

プラス
つみたて
円 建

終身保険

は生命保険料控除により

税制面でのメリットがあります。

●生命保険料控除制度と控除限度額(契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

- 生命保険料控除とは、払い込んだ保険料に応じて一定の金額が所得から差し引かれ、所得税や住民税が軽減される制度です。
- 保険料を前納した場合、毎年、前納期間に応じて計算する金額が生命保険料控除の対象となります。

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除所得控除限度額		介護医療保険料控除所得控除限度額		個人年金保険料控除所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

※控除対象外となる契約もあります(生命保険料控除対象外となる特約等)。

※住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。

[参照](#) P20「注意喚起情報 13」をご確認ください。

[詳細](#) 「ご契約のしおり-定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。

●<ご参考>所得税・住民税の概算軽減額(契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

生命保険料控除制度を利用されていない方が
新たに一般生命保険料控除の対象となる終身保険に加入した場合

たとえば、保険料を年間8万円以上支払うと、所得控除額は4万円となります。

その年中に支払いを受けた配当金等がある場合は、その額を差し引いた保険料となります。

家族構成・収入によって金額は異なりますが、所得税・住民税が軽減されます。

所得税・住民税概算軽減額(例)						
家族構成	年間収入金額(給与年収)	「生命保険料控除制度」利用前後の課税所得(所得税)		合計軽減額(①+②)	① 所得税軽減額	② 住民税軽減額
		利用前	利用後			
独身者	400万円	1,680,000円	1,640,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,980,000円	2,940,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦	400万円	1,300,000円	1,260,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,600,000円	2,560,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	4,040,000円	4,000,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子ども1人	600万円	2,220,000円	2,180,000円	6,800円	4,000円	2,800円
	800万円	3,660,000円	3,620,000円	10,800円	8,000円	2,800円
夫婦と子ども2人	600万円	1,590,000円	1,550,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	800万円	3,030,000円	2,990,000円	6,800円	4,000円	2,800円

※上記家族構成および年間収入金額の前提に基づき住友生命にて算出。所得税額は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にしてください。



記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

ご契約後の安心サービス

スミセイのご家族アシストプラス

無料「ご家族登録サービス」「契約者代理制度」「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。  ☐ 契約者 OK  ☒ ご家族は できません	A ご家族登録サービス  ☐ 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。  ☐ 契約者 OK  ☒ ご家族は できません	B 契約者代理制度 契約者が 手続きする意思表示が できなくても…  ☐ 契約者代理人 OK
保険金等の請求	被保険者が意思表示できず、 保険金等を請求できない。  ☐ 被保険者(*1) OK  ☒ ご家族は できません	C 被保険者代理制度 被保険者が 請求する意思表示が できなくても…  ☐ 被保険者代理人 OK

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



- ・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
- ・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
- ※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、
被保険者には③について
同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。
※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例(*3)

- 住所変更
 - 基本保険金額の減額
 - 解約
- 等

対象外となるお手続き

- 保険金等の受取人の変更
- 保険料払込中でないご契約における契約者の変更
- 契約者代理人の変更

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含みます(被保険者が受取人となる保険金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**重度介護前払保険金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**重度介護前払保険金等のご請求**をすることができます。
- **重度介護前払保険金等**を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。



(*4) 被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った重度介護前払保険金等は被保険者のためにご使用いただけます。
※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、C 被保険者代理制度のご利用には A ご家族登録サービスのお申込みが必要となります。

参照 P10・11「契約概要 5」をご確認ください。

記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

契約概要

- 8

→ 3 保障内容について

お支払いする保険金		お支払理由	お支払金額	受取人
死亡 保険金	第1保険期間	被保険者が死亡されたとき	既払込保険料 相当額	死亡保険金 受取人(*2)
	第2保険期間	被保険者が死亡されたとき	基本保険金額(*1)と 同額	

- (※1) この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。
- (※2) 死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等内の親族」の範囲内でご指定いただけます。

■ **本商品は被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。**

■ **死亡保険金などをお支払いできない場合の例は、以下のとおりです。**

- ・ **死亡保険金受取人の故意による場合**
- ・ **責任開始日から起算して3年以内の自殺による場合**

詳細▶ 死亡保険金等をお支払いできない場合について詳細は、P18「注意喚起情報 9」および「ご契約のしおり一定款・約款」の『死亡保険金などをお支払いできない場合』をご確認ください。

詳細▶ 死亡保険金額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→ 4 ご契約の諸基準について

契約年齢(*1)	15歳～80歳(被保険者の満年齢)
第1保険期間	5年間
取扱単位	保険金建：万円単位 保険料建：千円単位
最低保険金額	300万円
最高保険金額(*2)	3000万円 ※プラスつみたて終身保険(円建・米ドル建共通)を複数契約した場合、すべてのご契約を通算して3000万円とします。
保険料払込期間	5年間
保険料払込方法(*3)	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納(*4)(※5)
保険料払込経路(*6)	口座振替扱い
保険期間	終身

次ページにつづく

- (※1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
- (※2) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。
- (※3) **保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合などには、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。**
- (※4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。まとめてお払い込みいただけますので、保険料(前納保険料)は住友生命所定の割引率(前納割引率)で割り引かれます。前納保険料は住友生命所定の積立利率(前納積立利率)を付して住友生命が積み立て、毎年の契約応当日が到来するごとに、その年の年1回払保険料に充当します(前納割引率および前納積立利率は、金利水準等の状況変化などにより変わることがあります)。**なお、ご契約後に前納残高(一部または全額)の取崩しはできません。**当初の割引率と積立利率との間に差が生じ、返還金がある場合には、保険料払込期間満了時に一時金でこの差に相当する金額を返還します。**ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合、前納残高があれば、死亡保険金または解約返戻金とあわせて払い戻します。また、1年未満の未経過期間に対応する保険料相当額がある場合もあわせて払い戻します。**
- (※5) 金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。
- (※6) 第1回保険料は振込みでお払い込みいただけます。

■ **次の事項についてはお申込みの際の申込書をご確認ください。**
選択通貨／主契約の保険金額／付加している特約／保険料(金額、払込方法)／被保険者の性別・生年月日

→ 5 特約等のお取扱いについて

住友生命所定の範囲内でのお取扱いになります。

重度介護 前払特約	● 第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。 ● 重度介護前払保険金は請求額(特約基準保険金額)から請求日における所定の期間に応じた利息を差し引いた金額または請求日における請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。 ● 重度介護前払保険金をお支払い後、すぐに被保険者が死亡された場合も、すでに差し引いた所定の期間に応じた利息はご返金できません。 ● 被保険者おひとりにつき、ご請求額は住友生命の他のご契約と通算して住友生命の定める金額を限度とします(*1)。 ● 重度介護前払保険金を死亡保険金の一部にかえてお支払いした場合には、残りの基本保険金額の範囲内で、重度介護前払保険金を再度請求できます。 ※記載の内容は、2024年4月現在の公的介護保険制度によるものです。今後制度が改正された場合には、記載の内容が変わることがあります。
--------------	---

(※1) 限度額は将来変更することがあります(2024年4月現在は1億円です)。

次ページにつづく

スミセイのご家族アシストプラス	
ご家族登録サービス	● 契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。ただし、被保険者のセンシティブ情報(*1)は照会できません。 ● 登録したご家族による代理のお手続きはできません。契約者や被保険者がお手続きできない場合に、ご家族が代理のお手続きを行うには、保険契約者代理特約・被保険者代理特約のお申込みが必要です。 ● ご家族を登録(変更)する際は、被保険者および登録するご家族の同意が必要になります。 詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。
保険契約者代理特約	● 契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続きを行うことができます。 ● 契約者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし契約者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。 住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行うご契約に関するお手続き(*2) ただし、次のお手続きは代理手続きの対象外です。 ・ 保険金等の受取人の変更 ・ 保険料払込中でないご契約における契約者の変更 ・ 契約者代理人の変更 ● 契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症(器質性認知症)または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得ることが必要です。 ※ 保険金等の請求手続きには同意は不要です。 ● 契約者代理人が不要となった場合は保険契約者代理特約を解約できます。また、契約者が死亡されたときなどには保険契約者代理特約は消滅します。 詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。
被保険者代理特約	● 被保険者が受取人となる下記の保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。 ● 被保険者代理人による代理手続きの対象となるものは次のとおりです。ただし、被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において、所定の要件を満たしていることが必要です。 ・ 重度介護前払保険金(*3) ・ 配当金(契約者と被保険者が同一人であり、かつ、保険契約者代理特約が付加されていない場合のみ) 詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』をご確認ください。

(*1) 被保険者の傷病名・手術名等の情報をいいます。

(*2) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます。

(*3) 重度介護前払特約を付加された場合。

→ 6 配当金について

- 配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。なお、死亡保険金や解約返戻金等をお支払いする場合には、ご契約から5年を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
- **配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります。**
- 配当金を住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。**この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。**

→ 7 解約返戻金について

- 解約返戻金とは、ご契約を解約された場合などに契約者に払い戻されるお金のことをいいます。この保険は、ご契約時に将来の解約返戻金額が確定します。
- **この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。**保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。

! 解約返戻金額は、保険料払込期間中は**既払込保険料相当額を下回ります。**

詳細 解約返戻金額等について詳細は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。

→ 8 保険料の計算基準日について

- 保険料の計算基準日とは、契約年齢などの計算の基準となる日(契約日)をいいます。
- ご契約のお引受けを住友生命が承諾した場合、第1回保険料のお払込みが完了した時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。年2回払い・年1回払いの契約は責任開始日が契約日となりますが、月払いのご契約の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

注意喚起情報

- この「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたいことを記載しています。「契約概要」および「ご契約のしおりー定款・約款」とあわせて、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 特に保険金をお支払いできない場合 (P18 **9**) など、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については必ずご確認ください。
- また、現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、必ずご確認ください。(P15 **5**)

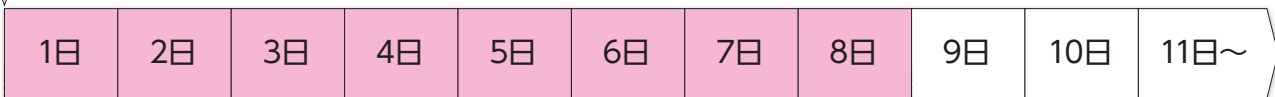
→1

申込み時 (クーリング・オフ制度)

申込日または「契約概要／注意喚起情報」の
交付日^(※1)のいずれか遅い日から、
その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^(※2)により
クーリング・オフができます。

・「クーリング・オフ」とは、ここでは「申込みの撤回」および「契約の解除」のことをいいます。

申込日または「契約概要／注意喚起情報」の交付日^(※1)のいずれか遅い日



(※1) 電磁的交付の場合は、WEB版「契約概要・注意喚起情報等」のご案内を添付したメールの受信日となります。

(※2) 電磁的記録による申し出の主たる窓口として住友生命ホームページに専用フォームを設置しています。

- クーリング・オフは、書面または電磁的記録により申し出ることができます。この場合、すでに払い込まれた金額を払い戻します。なお、親権者(または後見人)の同意が必要な契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者(または後見人)の署名を書面でご提出いただく必要があります。一度の手続きを希望される場合は、書面で申し出をしてください。書面には親権者(または後見人)の氏名(署名)もあわせて記入してください。

次ページにつづく

申し出方法

<書面の場合>

書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)に住友生命本社あてに送付してください。

住友生命本社のあて先	〒540-8512 大阪市中央区城見1丁目4番35号 住友生命 代理店契約室
書面に記入していただく必要事項	申込者または契約者等の氏名(署名)、生年月日、住所、電話番号、保険商品名、募集代理店名、保険契約をクーリング・オフする旨 <保険料を払込み済みの場合> (契約者本人名義の返金先口座を記入してください。) 金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義

<電磁的記録の場合>

クーリング・オフ可能期間(8日以内)に申し出をしてください。なお、住友生命ホームページの専用フォームからの申し出の場合は、住友生命から受付完了メールを送付しますので、申し出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。

【専用フォーム】<https://sumitomolife.dga.jp/form/coolingoff.html>

詳細

クーリング・オフ制度について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『クーリング・オフ制度』をご確認ください。

→2

申込み時 (告知)

告知は不要です。

- 本商品の契約にあたっては、健康状態などの告知は不要です。
 - ・告知とは、被保険者の健康状態や過去の傷病歴など、住友生命がおたずねすることをおりのままに正しくお知らせいただくことです。
- 被保険者が病院等の医療機関に入院中または入院・手術を予定されている場合や、余命宣告を受けている場合には、申込みをお断りさせていただきます。
 - ※被保険者が医療機関以外の施設へ入居して医療行為を受けている場合等も同様に扱います。

→3

申込み時・請求時 (確認訪問)

申込内容などの確認のために訪問することがあります。

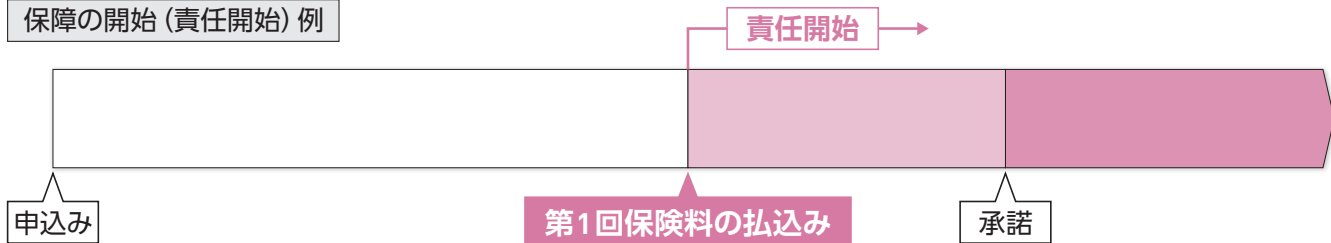
- 住友生命の確認担当職員または住友生命が委託した確認担当者が、申込内容、保険金の請求内容等の確認のために訪問することがあります。
- 契約の際に、運転免許証等で、ご本人であることを確認します。

→4

申込み時 (保障の開始)

住友生命が契約の申込みを承諾した場合には、
第1回保険料の払込みが完了した時から
契約上の保障を開始 (責任開始) します。

保障の開始 (責任開始) 例



募集代理店の担当者 (生命保険募集人) は、お客さまと住友生命の保険契約の締結を媒介する者で、申込みを承諾する権限がありません。したがって、保険契約は、住友生命がお客さまからの契約の申込みを承諾した時に成立します。

→5

申込み時 (現在の契約を解約・減額して申し込む場合)

現在の契約を解約・減額して、
本商品 (新たな契約) の申込みを検討している場合は、
契約者にとって不利益となる可能性がある点についてご確認ください。

- 現在加入の契約によって異なりますが、多くの場合、解約・減額時の解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ります。また、解約返戻金がまったくない場合もあります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在の契約と本商品 (新たな契約) の予定利率等は異なることがあります。
なお、予定利率の低下等により、保険料が高くなる場合があります。
- 本商品 (新たな契約) の保障を開始 (責任開始) する前に現在の契約を解約された場合、保障のない期間が発生することがあります。
- 解約・減額された契約を元に戻すことはできません。
- 現在の契約を解約・減額することなく、特約の中途付加・追加契約等の方法により保障内容の見直しができることもあります。お客さまご自身でも解約する商品 (現在の契約) と本商品 (新たな契約) の相違点や類似点を十分ご確認くださいのうえお申し込みください。

→6

契約後 (保険料の払込みがない場合)

猶予期間内に保険料の払込みがない場合、契約は消滅します。

- 保険料は保険料払込期月中にお払い込みください。保険料払込期月中に払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間があります。
- 猶予期間内に払込みがないと、契約は猶予期間満了の日の翌日に消滅し、保険金のお支払いができなくなります。
- 保険料の払込みがなく契約が消滅した場合、消滅日における解約返戻金をお支払いします。
- 保険料の立替え (保険料の払込みがないときに、住友生命が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に続ける方法) の取扱いはありません。
- 消滅後、復活の取扱いはありません。

詳細 猶予期間内に保険料の払込みがないことにより消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険料のお払込みがなくご契約が消滅する場合』をご確認ください。

→7

契約後 (解約と解約返戻金)

この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を
低く設定しています。

- 払込保険料は預金とは異なり、一部は保険金などのお支払いや生命保険事業の運営にあてるため、契約を保険料払込期間中に解約すると、解約返戻金額は、既払込保険料相当額を下回ります。また、同様に、基本保険金額を保険料払込期間中に減額する場合も、解約返戻金額は、減額部分に対する既払込保険料相当額を下回ります。
- 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、低く設定しない場合(*)の70%としています。保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。
(*) 保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しない取扱いはいたしません。
- 解約返戻金は、保険の種類・契約時の年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に契約して短期間で解約 (または基本保険金額を減額) すると、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

詳細 解約返戻金額について詳細は、「ご提案内容説明書 (設計書)」をご確認ください。

→8

契約後（スミセイのご家族アシストプラスについて）

スミセイのご家族アシストプラスには、
ご家族登録サービス、契約者代理制度、被保険者代理制度があります。
各制度に申し込む場合には、制度の内容について十分にご確認ください。

●ご家族登録サービスには、契約者が問い合わせできなくなった場合等にあらかじめ登録したご家族が、契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。

・ご家族登録サービスでは、登録したご家族による代理の手続きはできません。契約者や被保険者が手続きできない場合にご家族が代理の手続きを行うには、契約者代理制度、被保険者代理制度の申込みが必要です。この場合、保険契約者代理特約、被保険者代理特約を付加いただきます。

詳細 ▶ ご家族登録サービスについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『ご家族登録サービス』をご確認ください。

●契約者代理制度とは、契約者が契約に関する手続きをする意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した契約者代理人が住友生命所定の手続きを行うことができる制度です。

・住友生命所定の手続きとは、住所変更、基本保険金額の減額、解約等の契約者が行う手続きをいいます。ただし、保険金等の受取人の変更など、一部対象外となるものもあります。
・契約者が他に加入の契約も含めて、被保険者として認知症（器質性認知症）または軽度認知障害に該当することを支払理由とする保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意を得る必要があります（＊）。

（＊）保険金等の請求手続きには同意は不要です。

・契約者や契約者代理人が死亡されたときなどの場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

・将来、契約者の意向に沿った手続きを契約者代理人が円滑にできるように、契約者から契約者代理人に、事前に契約内容や契約者をご自身で手続きができない場合に契約者代理人が代理することができる手続きの内容などをご説明ください。

詳細 ▶ 契約者代理人による代理手続きの対象となる場合や手続きの詳細、保険契約者代理特約が消滅する場合について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『（1）保険契約者代理特約』をご確認ください。

●被保険者代理制度とは、被保険者が受取人となる保険金などを請求する意思表示ができない場合等にあらかじめ指定した被保険者代理人が保険金などの請求を行うことができる制度です。

・保険金などの円滑な請求のためにも、契約者から被保険者代理人に、事前に契約内容などをご説明ください。

●契約者代理人・被保険者代理人は、代理手続きを行う時点において所定の要件を満たしていることが必要です。

詳細 ▶ 契約者代理人・被保険者代理人の所定の要件について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『保険契約者代理特約、被保険者代理特約』の『契約者代理人・被保険者代理人について』をご確認ください。

→9

請求時（お支払いできない例）

保険金の支払理由が発生しても、
お支払いできない場合があります。

保険金をお支払いできない場合の例

●保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなどの重大事由により契約が解除された場合

●保険料の払込みがなく、契約が消滅した場合

●詐欺により契約が取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて契約が無効になった場合（なお、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。）

●保険金の免責事由に該当した場合
（例：責任開始日から起算して3年以内の自殺によるとき、受取人などの故意によるときなど）

→10

請求時（手続きとお願い）

お客さまからの請求に応じて、保険金をお支払いします。
支払理由が生じたときだけでなく、お支払いの可能性が
あると思われる場合や不明な点が生じたときなども、
すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

●請求手続きに際して、他に加入している住友生命の契約についても、お支払いの対象となる場合がありますので、不明な点があるときは、お客さま自身で判断せず、すみやかに住友生命のお問合せ窓口まで必ずご連絡ください。

（連絡の際には、被保険者の傷病名や障害状態等をあらかじめご確認ください。）

●手続きに関するお知らせなど、重要な案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などを変更された場合は必ずご連絡ください。

詳細 ▶ 支払理由、請求手続きなどについて詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『プラスつみたて終身保険（円建）の特徴としくみ』『死亡保険金などのご請求手続きの流れ』をご確認ください。

・契約内容の変更について詳細は、「ご契約のしおりー定款・約款」の『受取人・住所などの変更手続き』をご確認ください。

→ 11

諸制度（相互会社制度）

相互会社の社員には、
社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがあります。

- 住友生命は「相互会社」です。契約者が会社の構成員すなわち「社員」となります。
- 住友生命は、保険業法に基づき、株式会社の株主総会にあたる意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員には、社員の代表である総代を選出する信任投票の権利などがある一方、保険料の払込義務があります。

→ 12

諸制度（経営破綻時などの取扱い）

生命保険会社が経営破綻した場合などには、
保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 住友生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

→ 13

諸制度（税金の取扱い）

ご加入の生命保険の税金の取扱いについてご確認ください。

- 払込保険料は、その年の一般生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
- 保険金受取時の課税については、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税（一時所得）と住民税、贈与税が課税されます。

詳細 「ご契約のしおりー定款・約款」の『生命保険と税金』をご確認ください。また、上記の税務に関わる説明は2024年4月現在の内容で、将来変更されることがあります。なお、税務取扱いに関して不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

→ 14

預金との違いについて

本商品は預金ではありません。

本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません）。

→ 15

MEMO